

# 農業委員会だより



発行：八王子市農業委員会 〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号 TEL 042 (620) 7402



【都市と共に存する農業を目指して】  
農業委員会委員 坂本 真一

## 【主な記事の紹介】

- 農地中間管理事業と農業経営基盤強化  
促進法の概要と活用事例……………2～3
- 農業委員会からのお知らせ……………4

私が担当する川口地区の犬目町・檜原町は、八王子市の北西部に位置します。この地区は、秋川街道が南北に縦断し、犬目町・檜原町の町境を川口川、檜原町の南側を北浅川が流れ、周辺の台地では古くから農業が盛んに行われてきました。今では大学や住宅地などが点在し、市街地の特性を併せ持つ地区となっています。

この地区では、露地で野菜を生産している農家がほとんどですが、その昔は、檜原町交差点付近に「蚕桑試験場」があったほど養蚕業が盛んであり、多くの農家が桑を生産していました。地区内の土壌は、粘土質で肥料持ちの良いところもあれば、水はけが良いところもあり、各農家が土壌の性質に合わせた農作物を生産してきたこともこの地区の特徴の一つです。また、隣接する川口町周辺では、江戸東京野菜の一つである「川口エンドウ」が生産されています。「川口エンドウ」は、今も川口町周辺で作られているキヌサヤエンドウの在来品種であり、農協の共同出荷により生産から販売まで一貫した生産・指導が行われてきました。

犬目町・檜原町も時代と共に、農地の多くは宅地などへの転用が進み、町並みは少しずつ変化していますが、養鶏や酪農を営んでいる農家もあり、多種多様な農業経営が行われています。

近年、農業の担い手や後継者が不足していますが、農地の貸借に関する制度を活用して農地を維持していくことは、非常に重要なことだと考えています。豊かな自然と都市がバランスよく共存できるよう、今後も八王子の農業の発展・繁栄に向けて努力していきたいと思います。

# 農地中間管理事業の制度概要

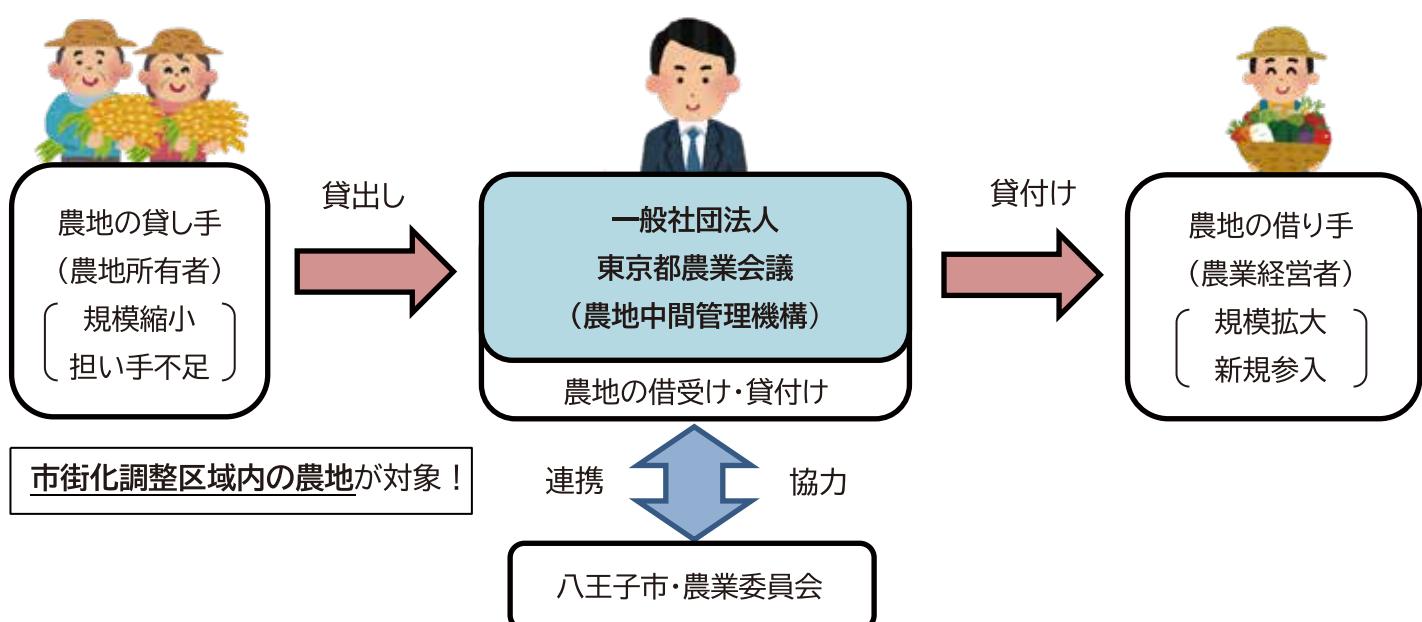
近年、都市にある農地は宅地開発に伴う転用等により年々減少しています。また、農業従事者の高齢化や担い手不足といった農業経営に携わる人材の確保や育成が課題となっています。

このような状況の中、「農地中間管理事業の推進に関する法律」や「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市街化調整区域内の農地の貸借を行う事例が増えています。

本号では、これらの法律に基づく制度の概要とともに、実際に制度を活用されている取組の事例を紹介します。

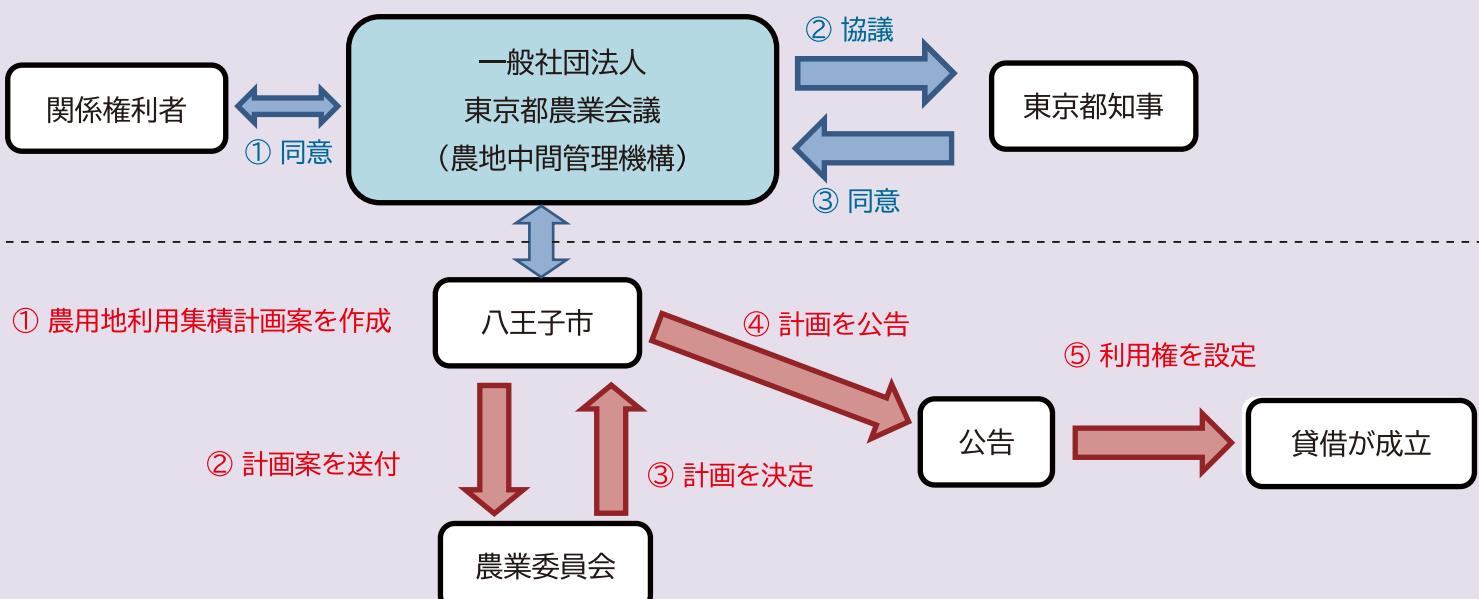
## 農地中間管理事業とは？

(一社) 東京都農業会議が、農地所有者から農地を借り受け、規模拡大を目指す認定農業者や認定新規就農者等に貸し付ける事業です（貸付には条件があります。）詳しくは、(一社) 東京都農業会議 (03-3370-7146) へ。



## 農業経営基盤強化促進法による貸借の流れ <貸し手と借り手とのマッチングが整っている場合>

上記の農地所有者から農地中間管理機構への貸出しと、農地中間管理機構から農業経営者への貸付けを同時に実行する場合、市が農業の担い手に農地を集積する農用地利用集積計画案を作成し、農業委員会の決定を経て同計画を公告します（下図参照）。



# 農地を借りて新規就農したお二人から生の声をお聞きしました

いいだ ゆうき  
飯田 祐己さん(写真左)

かぶたけ ゆうや  
株竹 裕矢さん(写真右)



▲飯田さんが借り受けた農地



▲株竹さんが借り受けた農地

## Q 就農のきっかけを教えてください。

飯田 祐己さん (以下、飯田さん) 元々農作業が好きで市内の農園で従業員として働いており、組織として行う農業以外にも個人として農業経営を実践したかったからです。

株竹 裕矢さん (以下、株竹さん) 私も飯田さんと同じ農園で研修しており、コロナ禍で今後の人生について考えたときに、今までチャレンジしたことのない農業が適していると思ったからです。

## Q お二人が借り受けた農地を教えてください。

株竹さん 高月町の小作地区にある畑で、東京都農業会議から紹介いただきました。川に近いこともあってぬかるみはありますが、日当たりは良好なのでこれから色々な作付けをしていくのが楽しみです。

飯田さん 私も東京都農業会議から紹介いただき、株竹さんが借りた畑から近い場所の畑を借りています。少し砂利が混じっていますが、土地柄に合わせて創意工夫しながら取組めることにやりがいを感じています。

## Q 農地中間管理事業の活用を考えている方にアドバイスをお願いします。

株竹さん 研修先などで知識や技術を磨いて、しっかり実績を積むことが大事だと思います。

飯田さん 自分の理想を描くだけでなく、地域の特性に合わせた農業を実践することも重要だと思います。

## Q どのような農業者を目指していますか？

飯田さん 先人が培ってきた農業の流れを途絶えさせないためにも、自分たちが農地を守るという強い気持ちを大事にしたいです。私たちは今もお世話になっている農園で働きながら、自分たちの農業にも精一杯取組んでいきます。

株竹さん これからの働き方の一つとして、複数の収入の柱をもった「複業」を行うことは、農業経営に重要な要素だと思います。一つひとつの仕事に本気で向き合い、組織としても個人としても責任感を持って私たちなりの農業に取組んでいきたいと思います。

(※お二人の畑の野菜は、研修でお世話になっている農家が経営する居酒屋へ提供されており、地産地消の取組を実践しています。)



▲農地利用最適化推進委員  
石川 研 委員(加住地区)

耕作放棄地が増えているこの時代に、新しく農業を始める若者が高月町に来てくれたことは非常に喜ばしいことです。農業の世界は楽しいことばかりではなく、厳しい場面に直面することもたくさんあり、新規に就農することも決して楽ではありません。就農後に安定した農業経営を行うには、家族や知人の協力が必要不可欠なので、身近な方々への感謝の気持ちを忘れずに精一杯がんばってもらいたいと思います。

# 農業委員会からのお知らせ

## ◆農地利用状況調査を実施しました

農地法第30条に基づき、令和3年9月から10月にかけて、市内農地の利用状況調査を実施しました。

対象は主に生産緑地と市街化調整区域内農地です。多くの農地が適正に利用されている一方で、十分に活かされていない農地も一部見受けられました。農地法では、農地について適正な利用を確保することとされています。農地の利用向上を図るため、遊休農地の所有者に対しては、農地法第32条に基づき、今後の利用に関する意向調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

また、農地の貸借を希望する場合は、農林課（電話：042-620-7250）または農業委員会事務局（電話：042-620-7402）までご連絡ください。



▲適正に利用されている農地



▲十分に活かされていない農地

## ◆農作物生産状況調査等を実施しました

この度は、農作物生産状況調査等にご協力いただきありがとうございました。みなさまからお預かりした調査表は、東京都内の農業の現状を把握するための基礎資料として、有効活用させていただきます。

今後も調査を実施していく予定ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

## Topics

### 新農業委員の紹介

令和3年6月7日に退任された青柳有希子委員、村松徹委員の後任として、馬場貴大委員、美濃部弥生委員が任命されました。任期は、令和3年6月24日から令和4年4月12日までです。



▲馬場 貴大 委員(議会推薦)



▲美濃部 弥生 委員(議会推薦)

### 特定生産緑地指定申請の受付

平成5年（1993年）・平成6年（1994年）に生産緑地地区として指定された土地をお持ちの方を対象に、特定生産緑地指定の申請受付を行っております。申請希望の方は、電話にてご予約いただいたうえで、必要な書類を持参し市役所本庁舎6階の都市計画部都市計画課へお越しください（要予約）。申請受付は、令和3年（2021年）11月1日（月）から令和4年（2022年）3月31日（木）までです。問い合わせは、都市計画部都市計画課（電話：042-620-7302）まで。

### 農業委員会活動日誌

#### 令和3年度（2021年度）農業委員会総会 開催状況

総会開催日	専決処分案件	審議案件	報告案件
第3回（6月29日）	4件	7件	3件
第4回（7月29日）	5件	15件	3件
第5回（8月31日）	5件	9件	3件
第6回（10月5日）	5件	5件	2件
第7回（10月26日）	4件	11件	2件
第8回（11月29日）	4件	8件	3件

#### 【主な活動実績】

- 南多摩地区農業委員会協議会視察研修[10.19]
- 農業委員会会長研究会(WEB)[10.28]
- 農地利用状況調査[9.1~10.31]

### 農地を相続されたら届出が必要です

相続等で農地の権利を取得された方は、農業委員会事務局へ手続にお越し願います。

お申込み・お問い合わせは  
農業委員会事務局まで。

「農業者年金」へ加入しませんか？／「全国農業新聞」を購読しませんか？